

## 山梨県若手ハンター育成事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、管理捕獲の中核となる狩猟者の育成を図るため、一般社団法人山梨県猟友会（以下「補助事業者」という。）内の山梨県猟友会青年部（以下「青年部」という。）が行う若手ハンター育成事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱及び実施要綱の定めるところによる。

### (補助金交付対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金交付申請書、添付書類の様式及び提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 研修者名簿（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

### (交付決定通知)

第4条 知事は、申請に係る補助事業が適正であると認めたときは、交付決定通知書（様式第5号）により申請者宛て通知するものとする。

### (補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条による補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

- (4) 補助事業の実施に際しては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律その他の関係法令を遵守すること。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、知事から求められた場合、速やかに補助事業の遂行状況を事業遂行状況報告書（様式第7号）により報告しなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第8号）に次の書類を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第12号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合には、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して

5年間、整備保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第11条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、各1部とし、山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課長に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 山梨県若手ハンター確保育成事業費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、山梨県若手ハンター確保育成事業費補助金交付要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

補助事業の区分	事業概要	補助対象経費	補助率	軽微な変更
若手ハンター育成事業	若手ハンターを育成するため、第一種銃猟の新規狩猟免許取得者を山梨県猟友会青年部が実施する管理捕獲（巻狩り）に同行させ、技術の向上だけでなく、狩猟の世界に伝わる伝統的なしきたりや風習などを実際の捕獲活動に従事することで取得できる機会を提供する。	<p>管理捕獲を行うことに要する以下の経費</p> <p>1 日当 1人当たり1日 11,100円</p> <p>2 事務費 日当の1割</p> <p>合同捕獲を行うことに要する以下の経費</p> <p>1 入猟承認料 1人当たり 8,400円</p> <p>2 林道通行料 1台当たり 1,023円</p>	当該経費の10分の10	補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合